

# 焼津市部活動ガイドライン

焼津市教育委員会  
(令和5年8月改定)

## 目次

1	部活動の意義	2
2	部活動を取り巻く現状	2
3	部活動の課題	2
4	部活動ガイドラインの提示	3
5	部活動の目的	3
6	部活動の運営方針	3
	(1) 活動の基本	3
	(2) 学校体制の整備	3
	ア 加入方針	3
	イ 部活動の設置・休部・廃部	3
	ウ 合同チーム	4
	(3) 地域クラブ活動について	4
	(4) 活動時間の明確化	4
	ア 活動日	4
	イ 活動時間	4
	ウ 長期休業中の活動	4
	エ 朝練習について	5
	(5) 顧問の役割	5
	ア 部活動の指導	5
	イ 外部との調整	5
	ウ 複数顧問体制	5
7	教員以外の部活動指導者	5
	(1) 外部指導者の職務等	5
	(2) 部活動指導員について	6
8	保護者との連携	6
	(1) 保護者への活動方針等の周知	6
	(2) 保護者との連携	6
	(3) その他	6
9	安全対策	6
	(1) 生徒の健康状態の把握	6
	(2) 施設・設備等の安全点検	6
10	適切な指導	7

## 1 部活動の意義

部活動は学習指導要領上では「第1章 総則」に下記のとおり位置付けられている。

中学校学習指導要領（平成29年3月）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## 2 部活動を取り巻く現状

県教育委員会が平成29年度に実施した「部活動に関するアンケート調査」（以下：「アンケート」とする）によると、生徒の92%が「部活動にやりがいを感じている」と肯定的に考えている。また、保護者の97%が、「部活動は子どもにとって大切」と考えている。更に、教員の81%（焼津市は72%）が部活動の必要性を認める回答をしている。

アンケートでは焼津市に勤務する92%の教員が「部活動は、豊かな感性や、健やかでたくましい身体づくりに役立つ」と答え、91%の教員が「あいさつや礼儀の規律を学ぶことに役立つ」と答えている。

このようなアンケート結果から、部活動が一定の教育的効果を上げていると捉えることができる。

## 3 部活動の課題

現在の部活動には、生徒数の減少に伴う教員数の減少、顧問不足や教員の多忙化、生徒・保護者のニーズの多様化等の課題がある。例えば、アンケートによると生徒の44%が「勉強との両立ができない」、36%が「活動時間や日数が多く、負担が大きい」と答えている。また、焼津市の教員の51%は「部活動が最も時間的負担が大きい」と答えている。更に、部活動の課題と悩みについて58%は「部活動指導に割く時間が多く、通常業務ができない」、76%は「プライベートの時間がとれない」と答えるなど、部活動が教員の多忙の一因となっていると考えられる。

この外、専門的な知識や経験の不足から指導ができないと悩む顧問が焼津市では62%にも達している。生徒数の減少による部員不足で活動できないと答えた部活動のある学校は県内で76%、各学校において顧問不足、部員不足により廃部する部もでてきており、個々の生徒のニーズに対応できない種目も増えてきている。

身体活動を伴う運動部では、活動中の怪我や事故の発生もあり、中には過度の負荷や負担、休養不足による傷害が発生している。

#### 4 部活動ガイドラインの提示

このような現状や課題を踏まえ、これまで各校で大切にされてきた部活動の意義や留意点を今一度振り返るとともに、現状における課題解決を目指し、持続可能な中学校部活動を目指す。

そのために、焼津市教育委員会では本「焼津市部活動ガイドライン」を示し、部活動が教育活動の一環として適切に実施されるように支援する。

#### 5 部活動の目的

焼津市教育委員会では、焼津市学校教育の目標として「優しく、強く、愛しい人」を掲げている。生徒たちを目指す姿に近づけていくために、以下の(1)から(4)を部活動の目的とする。

- (1) 自分の興味のある部活動に参加し、一生懸命に活動することを通して、健やかな心身と主体的に取り組む態度を育む。
- (2) 友達や上級生、下級生、教職員、指導者、あるいは対戦相手など様々な人と接することを通して、礼儀・規律や、人とのかかわりを大切にする社会性を育む。
- (3) より良い記録や技術等の向上に挑戦したいという意欲を持って活動することを通して、目標に向かって努力する態度を育む。
- (4) 生涯にわたってスポーツや文化・科学等に親しむ基盤を養う。

#### 6 部活動の運営方針

焼津市教育委員会では、前述の「部活動の目的」の実現を目指し、部活動の運営方針を以下のように掲げる。

##### (1) 活動の基本

学校は、本ガイドラインが示す「部活動の目的」の達成を目指して、部活動を運営する。

##### (2) 学校体制の整備

###### ア 加入方針

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。したがって、生徒の部活動加入については自主選択制を基本とする。

###### イ 部活動の設置・休部・廃部

現在、学校によっては生徒数の減少に伴い教職員数が減少し、顧問が不足する事態が生じている。そして、この状況は今後ますます深刻になることが想定される。

部活動の設置・休部・廃部については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。

・休部・廃部にする場合は、現在所属する生徒やその保護者に対して検討の過程

や検討結果を説明する機会をもつ。また、少なくとも現在所属する生徒が、活動を終えるまでは活動できるような体制を整えたり、合同チームや合同練習等により運営を工夫したりする。

- ・新たな部活動を設置する場合は、生徒の意向や生徒・教員数の動向、継続的な運営等について十分に検討した上で決定する。

#### ウ 合同チーム

生徒数の減少により、合同チームを組まなければならない場合は、関係する学校の校長同士の判断によりチームを編制する。合同チームの大会参加については、大会主催者の判断による。

#### (3) 地域クラブ活動について

現在の部活動の課題（教職員の多忙化、子供のニーズに合わない等）の解決を目指して、令和4年度から段階的に地域クラブ活動の取組を推進していく。

#### (4) 活動時間の明確化

生徒の発達段階を軽視した練習内容や練習時間は、生徒の心身に疲労を蓄積し、スポーツ障害や外傷の要因になるばかりではなく、部活動本来の目的を見失う恐れがある。そこで、活動時間等について、以下のアからエを原則とする。ただし大会を目前に控えているなど、特別な場合は校長の判断で活動ができるものとする。

##### ア 活動日

- ・平日は週3日以内とする（長期休業中を除く）。
- ・原則として、週休日（土日）に活動する場合は、どちらか1日を活動日とし、少なくとも1日は休養日を設ける。また、祝日については、祝日の意義を考慮すると共に、少なくとも年間を通して半分の祝日は活動をしない。
- ・ただし、大会又は大会の前日等で週休日（土日）に休養日を設けることができない場合は、大会の前後1カ月の週休日（土日）に休養日（代休）を設ける。
- ・週休日と祝日の活動日は、年間を通して最大60日とし、年度当初に年間計画を立てて活動する。

##### イ 活動時間

- ・平日は、2時間を上限とする。
- ・週休日（土日）・祝日は、4時間を上限とする。
- ・大会やコンクール、練習試合等の場合は4時間を超えることもある。ただし、毎週のように4時間を超えることがないように、計画的に活動をする。

##### ウ 長期休業中の活動

- ・活動日は平日とする。
- ・1日の活動時間は4時間を上限とする。
- ・週休日（土日）・祝日は活動しない。ただし、大会等に参加する場合や顧問が出張等で平日にほとんど活動できない場合、または外部コーチが週休日（土日）にしか指導できない場合は、週休日（土日）のうち、どちらか1日を活動日とすることができる。
- ・夏休みの活動日数は最大20日（大会等を含む）とする。

- ・閉庁日は活動しない。ただし、やむを得ず大会等で活動する場合は、校長の許可を得て活動する。

エ 朝練習について

朝練習は実施しない。

(5) 顧問の役割

ア 部活動の指導

担当する部活動の活動方針や活動計画を作成し、3年間を見据えた計画性のある指導に努める。そのためにも、生徒理解と共に、生徒の生活指導、健康管理に努めると共に、活動中の事故防止に最大限の注意を払う。

顧問は、生徒が活動中は原則として活動場所で指導にあたる。顧問が出張等で不在の場合は、原則として活動しない。ただし、外部指導者が活動場所で指導できたり、他の教職員が体育館やグラウンド等の活動場所に居ることができたりする場合は、活動内容を精査し事前の生徒への指導を丁寧に行った上で活動することを認める。

イ 外部との調整

- ・練習試合・大会・コンクール等の参加手続や引率を行う。また活動の充実を図るため、保護者や外部指導者との連携に努める。
- ・学校に設置されていない部活動（学校外の団体で活動していて、学校の代表として大会に参加する場合）において、引率の必要性が生じた場合は、引率時に事故が起きた場合の対応等を含め、保護者の理解が得られた場合に限り、大会や練習会場への保護者による引率を認める。ただし、大会主催者が保護者の引率を認めていない場合があるので留意する。

ウ 複数顧問体制

複数顧問体制をとることで、顧問相互の負担を軽減できると共に、生徒指導、保護者対応、緊急対応などの様々な場面で適切な対応が可能となるため、可能な範囲で複数体制とする。ただし、顧問をすることができる教員数の不足等の事情がある場合は、外部指導者の配置等の工夫をする。

## 7 教員以外の部活動指導者

焼津市教育委員会は、各部の活動を充実させるために、別に「焼津市立中学校部活動外部指導者活用事業実施要綱」、「焼津市部活動指導員活用事業に関する手引き」を定め、必要とする各校に外部指導者、部活動指導員を適切に派遣する。

(1) 外部指導者の職務等

- ・外部指導者は、校長の指導監督の下、顧問の立てた指導計画に従い、顧問を支援する立場で生徒の実技指導及び助言を行う。なお、指導に当たっては、顧問と連絡を密にし、生徒の健康及び安全確保に留意する。
- ・外部指導者は、練習計画、練習内容等について学校と充分打合せを行い、原則として顧問の下で指導するものとする。
- ・外部指導者には、必要とする保険加入と指導時間に応じた謝金を支払う。

## (2) 部活動指導員の職務等

- ・部活動指導員は中学校における運動、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く）に係る技術的なものを行うものとし、教育委員会が各中学校の実情に応じ必要と認める種目について、当該中学校の校長統括の下に専門的技術に関する指導を行うものとする。
- ・校長は、部活動指導員に部活動顧問を命ずることができる。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、担当教諭を指定し必要な職務に当たらせることとする。
- ・部活動指導員は、校長の指揮監督のもと、技術的な指導、学校外での部活動の引率、部活動の管理運営、生徒の健康及び安全確保等に従事し、担当教員と連携してその職務を遂行しなければならない。
- ・部活動指導員は、焼津市の会計年度任用職員として任用する。

## 8 保護者との連携

顧問は部活動を効果的に実施するため、部員の保護者との意思疎通を図り、保護者と連携して部活動運営に努める。

### (1) 保護者への活動方針等の周知

顧問は、活動方針、年間計画等を示し理解を得る。

### (2) 保護者との連携

生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気を醸成する。

### (3) その他

外部指導者や部活動指導員が配置されている場合は、原則として保護者に紹介する場を設ける。

## 9 安全対策

部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や行事と同様に、顧問や外部指導者は生徒の環境管理と安全確保に配慮しなければならない。

### (1) 生徒の健康状態の把握

- ・活動の前後に健康状態を確認するなど、生徒の健康管理に気を配る。
- ・生徒が適度な休養や栄養・水分の補給をとるように努める。
- ・顧問は、熱中症についての理解を深め、活動中の生徒の様子に気を配るとともに生徒自身にも熱中症は重篤化しやすく命の危険に関わることを指導し、注意喚起をうながす。

### (2) 施設・設備等の安全点検

施設・用具の管理と安全点検を行う。また、生徒にも施設・用具を正しく使用し事故が起きないように指導する。

## 10 適切な指導

部活動の指導においても、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定する発言等の以下の行為は、決して許されないことであり、適切な部活動指導に徹する。

- ・ 殴る、蹴る等の暴力行為
- ・ 限度を超えたような肉体的・精神的負荷を与える行為
- ・ パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと判断される言葉や態度による威圧や威嚇
- ・ 特定の生徒に対する執拗かつ過度な心理的・肉体的負荷を与える行為